

「学校いじめ防止基本方針」

北谷町立桑江中学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(学校基本理念)

いじめは、生徒の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼし、不登校や生命に関わるような大きな事件を引き起こす背景ともなる深刻な問題である。本校では「いじめほどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」との認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け取り組む。

さらに、いじめの防止等については、いじめを受けた生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域その他の関係機関等との連携を図りながら対策を行う。

(いじめの定義)

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条 抜粋）

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する施策及び組織

(1) 基本施策

① いじめの未然防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒会活動の活性化を図り、生徒の心の絆を深め、望ましい人間関係や集団づくりをスマイルプログラム等において推進し、心の居場所、誰もが行きたくなる学校・学級づくりの推進を図る。
- ・生徒に係るいじめに関する情報（LINE、インターネット等のSNSを含む。）や問題行動などの情報収集に努め、教科や特別活動等においてモラル教育を促進する。

② いじめの早期発見、早期対応

- ・いじめを早期に発見するため、教育相談旬間を設定し個人面談等を行う。
- ・「アンケート」を実施し、生徒の実態や学校環境適応感等を把握し適切に対処する。
- ・生徒及び保護者がいじめの相談を行うことができるよう、相談体制の整備や心の相談室（いじめ相談窓口）の周知を図る。
- ・「沖縄県いじめ防止・対応マニュアル」を活用するとともに、教職員の共通理解、保護者・地域・関係機関との連携を推進する。

③ いじめ防止の対策

- ・「スクールカウンセラー」を積極的に活用し、生徒・保護者・地域が相談しやすい体制づくりの充実に努める。

・いじめ防止に関する教職員の資質向上を図るために、教職員研修を年間計画に位置づけて実施する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・ネット上のいじめが確認された場合は、速やかに教育委員会及び警察署等と連携する。

・生徒及び保護者が、ネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう「情報モラル教室」「サイバー犯罪防犯教室」等を実施する。

(2)いじめ防止に関する取組

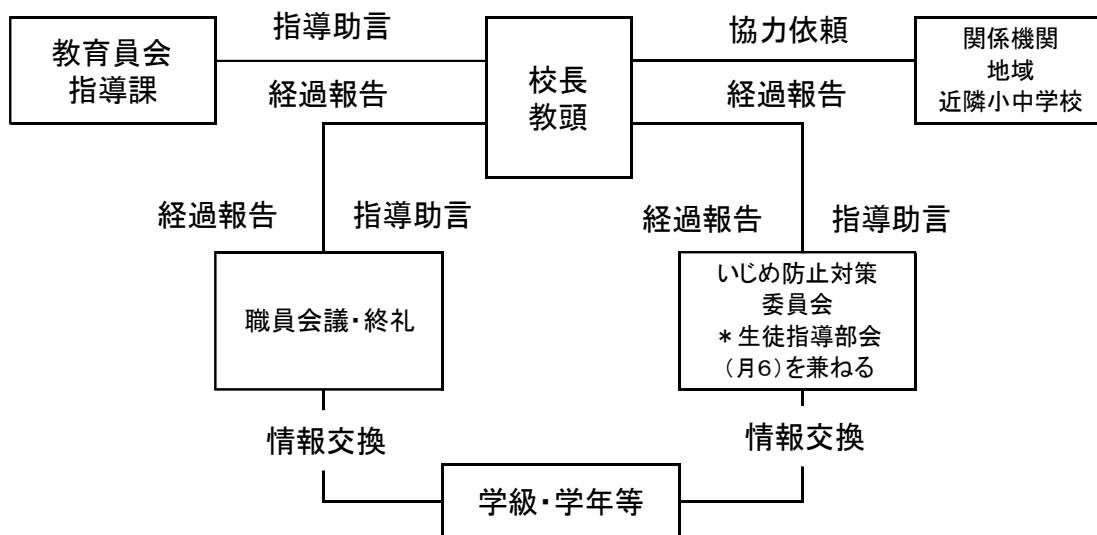
① 学校におけるいじめ防止対策のための組織

・いじめ防止を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する

いじめ防止対策委員会メンバー

- 校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導担当 ○ 教育相談担当 ○ 特別支援コーディネーター ○養護教諭 ○当該学級担任 ○学年主任 ○北谷町派遣職員（心の教室相談員、小中アシスト、スクールサポーター、SC、SSW 等）

いじめ防止のための組織図



②いじめ防止委員会の役割

ア アンケート調査(月1回月曜日)並びに教育相談(各学期1回)の実施。結果の集約、分析、対策の検討を行い、いじめ防止対策に努める。

イ いじめが心身に及ぼす影響、その他生徒理解に関すること。

ウ いじめ事案に対する対応に関すること(問題発生後、対応組織を整え問題の解決を図る)。

エ いじめ防止委員会を毎月、第2月曜日の生徒指導部会で開催する。いじめ事案発生時は緊急に開催する。

③ いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめの関係者間におけるトラブル等を生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有する。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等の関係機関と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた等の場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【具体的対応例】

○ネットいじめへの対応

- 1 書き込みまたは動画等のプロフ等の URL（ウェブサイトアドレス）を控え、書き込み内容を印刷し、内容を保存する。
- 2 トップページを表示し、「管理者のメール」「お問い合わせ」から、サイト管理者に削除依頼内容を書き込みメールする。
- 3 サイト管理者が不明の場合は依頼しても削除されない場合は、プロバイダ（インターネットサービス会社）に連絡し、削除依頼をする。
- 4 サイト管理者やプロバイダに依頼しても削除されない場合は警察に連絡する。

○生命にかかわる重大事態への対応

*不幸にも命を落とすような重大なことが起こった場合は以下のことに注意し対応する。

- 1 遺族へは心から哀悼の意を表す。
- 2 生徒への伝達内容を全職員に確認し、「亡くなった事実」を伝える。特に自殺の場合は、関わったおそれのある生徒等（加害生徒や友人等）には特段の配慮をする。
- 3 学校での調査は組織的に慎重に行う。
- 4 「いじめ」が要因の一端と考えられる場合は、保護者の了承のもと関係者からの事情徴収を行う。遺族へは調査の進め方等を説明し、正確な情報提供に努める。
- 5 マスメディア対応は窓口を一本化して、公開可能な情報は適宜提示する。
- 6 PTA 役員や学校評議員、地域関係者等の支援を得て、全保護者へ説明責任を行う。
- 7 二次的問題を未然に防ぐため、情報の収集に努めるとともに全職員で組織的に相談体制を整える。
- 8 教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。